

# 障害者福祉バス ご利用の流れ

福祉バス利用案内-1

2023.10.2更新

## ■ ご確認書類

	内容	資料
1	障害者福祉バスのご利用案内	
2	障害者福祉バス ご利用の流れ	福祉バス利用案内-1
3	障害者福祉バス 提出物等チェック表	福祉バス利用案内-2

## ■ ご提出書類

	書類名
1	障害者福祉バス利用申請書
2	行き先および経路計画書提出
3	乗車人名簿

## ■ ご利用までの流れ

	項目	内容	締切期限	注意点	提出方法
1	利用申込における「障害者福祉バス利用申請書」の提出	各月初日（土日祝の場合は翌日）に抽選会を行います（年始除く） 抽選会後の空き日は先着順申込です ※事前に空き状況を電話でご確認下さい	利用月3ヶ月前の月初日～利用日 <b>35日前</b> まで申込可能	※2023年7月1日利用分から適用	持参または郵送
2	「行き先および経路計画書」の提出	提出物チェック表(福祉バス利用案内-2)をよくご確認のうえご記入ください ※運行会社委託の都合上、提出後の変更は原則不可	利用日 <b>35日前</b> までに提出	※2023年7月1日利用分から適用 ※法に基づく運行指示書を作成する為〆切を過ぎた場合キャンセルとなる場合があります	FAX
3	「利用決定通知書」および請求書の到着	名身連よりお送りします	利用日の約20～35日前後に届く		
4	利用料金の振込	利用料の振り込みをお願いします	請求書に記載のある期限までに支払い		
5	「乗車人名簿」の提出	人数20名～43名まで、うち半数が名古屋市在住の障害者であることが必要です	利用日7日前まで提出	※利用人数が20名を下回るまたは半数が障害者でない場合キャンセルとなる場合があります（キャンセル料は利用者負担）	FAX
6	利用当日				
7	超過料金請求書の到着	超過利用があった場合のみ請求書を郵送します	利用翌月の約10～15日前後に届く		
8	超過料金の振り込み	超過料金の振り込みをお願いします	利用翌月末までに支払い		